

法令適用事前確認手続 回答通知書

原規規発第 1803221 号
平成 30 年 3 月 22 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（実用炉審査担当）

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（専門検査担当）

平成 29 年 1 月 22 日付け関原発第 352 号により照会のあった件について、以下のとおり回答します。

照会対象法令（条項）の
対象となる / ~~対象とならない~~

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、照会対象法令（条項）の解釈は下記のとおりです。

記

1. 照会対象法令（条項）における規定内容

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）においては、以下の事項が規定されている。

- (1) 法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 2 号から第 5 号まで又は第 8 号から第 10 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可を受けなければならないこと。
- (2) 法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定により、発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は、当該工事に着手する前に、その工事の計画につ

いて原子力規制委員会の認可を受けなければならないこと。

- (3) 法第43条の3の11第1項の規定により、法第43条の3の9第1項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設は、その工事について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならないこと。
- (4) 法第43条の3の12第1項の規定により、燃料体はその加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならないこと。
- (5) 法第43条の3の12第2項の規定により、同条第1項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、その燃料体の設計について原子力規制委員会の認可を受けなければならないこと。
- (6) 法第43条の3の15の規定により、特定重要発電用原子炉施設については、当該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならないこと。
- (7) 法第43条の3の16第2項の規定により、特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査においては、その特定発電用原子炉施設が技術上の基準に適合していることを確認しなければならないこと。
- (8) 法第43条の3の24第1項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこと、また、これを変更しようとするときも、同様とすること。

2. 照会のあった件は、貴社大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、同発電所複数号炉を対象とした燃料体設計認可を受け、燃料体検査に合格した燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 燃料（新燃料及び照射燃料）を同発電所複数号炉で使用することが、1. に掲げる照会対象法令における許認可事項等の変更を伴うか否かの照会である。

3. 貴社は、本照会書及び平成30年1月15日面談資料における以下の理由から、大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において新燃料及び照射燃料を同発電所複数号炉で使用しても、1. に掲げる照会対象法令における許認可事項等の変更を伴うものではないとしている。

(1) 法第43条の3の8第1項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉は、燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 燃料導入のための原子炉設置（変更）許可申請時に共通仕様の燃料を使用することを考慮しており、原子炉に装荷する燃料は同一の燃料仕様として申請し、原子炉設置（変更）許可を受けている。原子炉設置（変更）許可申請書において、大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉の燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 燃料は、仕様が同一であるため、既原子炉設置（変更）許可における基本設計に変更を生じないことから、当該燃料を同発電所複数号炉で使用するに当たって、既原子炉設置（変更）許可で包絡される。
- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉は、原子炉設置（変更）許可申請時において使用済燃料の処分の方法を規定して原子炉設置（変更）許可を受けている。大飯

発電所1号、2号、3号及び4号炉の使用済燃料は、当該燃料を同発電所複数号炉で使用するに当たっても、使用済燃料は最終的には再処理を行い、それまでの間は各号炉の燃料貯蔵施設において適切に貯蔵、管理する方針そのものに変更はなく、既原子炉設置（変更）許可における使用済燃料の処分の方法に基づき管理されることから、既原子炉設置（変更）許可で包絡される。

(2) 法第43条の3の9第1項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、上記2. で実現しようとする行為は、既に認可を受けている工事計画認可申請書において、同発電所各号炉の燃料集合体最高燃焼度 55,000Mwd/t 燃料の仕様が同一であることから、同発電所複数号炉で使用するに当たって、既工事計画認可で包絡される。

(3) 法第43条の3の11第1項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、上記2. で実現しようとする行為は、既に合格している使用前検査の申請書において、同発電所各号炉の燃料集合体最高燃焼度 55,000Mwd/t 燃料の仕様が同一であり、構造、性能も変わらないことから、同発電所複数号炉で使用するに当たって既使用前検査で包絡される。

(4) 法第43条の3の12第1項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、上記2. で実現しようとする行為は、同発電所各号炉の燃料体が、同発電所複数号炉の燃料として燃料体検査の申請、合格を受けていることから、その範囲であれば、既燃料体検査で包絡される。

(5) 法第43条の3の12第2項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、上記2. で実現しようとする行為は、同発電所各号炉の燃料体が、同発電所向けとして認可を受けている燃料体設計において、当該燃料体を使用する原子炉の施設番号として同発電所複数号炉を記載しており、同発電所複数号炉に対する燃料体として燃料体設計として認可されているため、その範囲であれば、既燃料体設計認可に包絡される。

(6) 法第43条の3の15及び法第43条の3の16第2項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、上記2. で実現しようとする行為は、定期事業者検査を実施し、原子力規制委員会規則に基づく施設定期検査を受けることにより技術上の基準に適合していることを確認できる。

(7) 法第43条の3の24第1項の規定

- 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉において、上記2. で実現しようとする行為は、同発電所保安規定において、燃料の使用（装荷）及び同発電所内での燃料の運搬、取扱い、貯蔵、管理に関する保安に係る事項を規定しており、燃料体を同発電所複数号炉で使用するに当たって既保安規定で包絡される。

4. 上記3. を確認したところ、今回照会のあった件については、以下の照会対象法令における許可事項等の対象となると認められる。

(1) 法第43条の3の8第1項の規定

発電用原子炉設置者は、発電用原子炉ごとに法第43条の3の5第2項第8号に規定される使用済燃料の処分の方法について、「その売渡し、貸付け、返還等の相手方及

びその方法又はその廃棄の方法」(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第5号)を明らかにして、法第43条の3の5条第1項の許可(以下「設置許可」という。)を受けなければならない。当該処分の方法を変更しようとするときは、第43条の3の8第1項の規定に基づく原子炉設置(変更)許可を受けなければならない。

今回照会があった上記2.の照会者が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為は、大飯発電所各号炉が保有する使用済燃料を当該号炉以外の他号炉に引き渡し、引渡し先において燃料として使用するものであるが、各号炉の設置許可の使用済燃料の処分の方法には、使用済燃料を当該号炉以外において燃料として使用することを記載していない。また、引渡し先において燃料として使用された使用済燃料が、いずれの号炉において許可を受けた使用済燃料の処分の方法に従って取り扱われるかを明確にする必要がある。

このため、今回の照会に係る行為を行うには、発電用原子炉設置者は使用済燃料の処分の方法について法第43条の3の8第1項の規定に基づく原子炉設置(変更)許可を受ける必要があるため、当該法令の対象となる。

(2) 法第43条の3の15及び法第43条の3の16第2項の規定

本規定は、それぞれ施設定期検査及び定期事業者検査の検査行為を規定しているものであり、大飯発電所各号炉が保有する使用済燃料を当該号炉以外の他号炉で使用する場合にあっても、引き続き検査行為が発生するものであることから、照会対象法令(条文)の対象となる。

なお、上記4.(1)及び(2)に述べた法令(条項)を除き、1.に掲げる照会対象法令(条項)については、既に認可等を受けた内容の変更を伴うものではなく、照会対象法令(条項)の対象とはならないと認められる。